

巨 大 船  
準 巨 大 船  
危 険 物 積 載 船  
物 件 え い 航 船 等

航 行 予 定 通 報

平 成 年 月 日

(1)(通報の名あて)

大阪湾海上交通センター所長 殿

船 長 の 氏 名

提出者の氏名及び連絡先

海上交通安全法第22条の規定により、下記のとおり通報します。

(2)船舶の名称 及び総トン数	フリガナ	(3)船舶の長さ	メートル
	国籍( ) トン	(4)最大喫水 (巨大船に限る。)	メートル
(5)積載している危険物の種類及び種類ごとの積載量(危険物積載船に限る。)			
(6)引き船の船首から物件の後端まで又は押し船の船尾から物件の先端までの距離(物件えい航船等に限る。)	メートル		
(7)物件の概要 (物件えい航船等に限る。)			
(8)仕向港(仕向港の定まっている船舶に限る。)			
前 港 ( 国 名 )			
航行しようとする航路の区間、航路に入ろうとする日時及び航路から出ようとする日時	航路名 明石海峡航路 (9)区間 全区間(東航・西航)		
	(10) 入る日時	月 日	時 分
	(11) 出る日時	月 日	時 分
(12)・(13) 海上保安庁との連絡手段(船舶局のある船舶にあっては呼出符号又は呼出名称)	呼 出 符 号		
	船 舶 電 話		
	V H F		
(14)伝達者の氏名又は名称及び住所			代理店コード
	電 話	FAX	担当者
備 考	大 阪 湾 パ イ ロ ッ ト	有 ・ 無	
	内 海 パ イ ロ ッ ト	有 ・ 無	
	神 戸 沖 ア ン カ ー	有 ・ 無	

注1 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。

2 「準巨大船」とは、全長160m以上200m未満の船舶をいう。

3 「物件えい航船等」とは、引き船の船首から物件の後端まで又は押し船の船尾から物件の先端までの距離が160m以上の船舶をいう。

4 (7)の物件の概要には物件の種類、長さ、幅、高さ等を記載すること。

5 (8)の仕向港・前港が阪神港の場合は、港区名を記載すること。

受付番号	ID番号	入力者名	確認者名
------	------	------	------